

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応の
推進について

今後、2019年ラグビーワールドカップ及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、訪日外国人数が更に増加することが予想され、外国人からの119番通報への対応は急務となっています。

つきましては、下記事項に留意のうえ、119番通報時等における多言語対応の推進を図っていただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 事業の内容

外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において、365日24時間、迅速かつ的確に対応するため、各都道府県ごとに都道府県内の消防本部による共同契約を行うことや、既に都道府県等が契約している電話通訳センターを利用することなどにより、119番通報時等における多言語対応の推進を図る。

2 地方財政措置

上記1のとおり119番通報時等における多言語対応の推進を図るための契約に要する経費については、平成29年度から市町村に対し地方交付税措置を講じることとしています。

消防庁消防・救急課
担 当：吉村、伊藤、山田
T E L：03-5253-7522
e-mail：keibou@ml.soumu.go.jp